

神奈川県奨学金取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県奨学金貸付条例（昭和39年神奈川県条例第69号。以下「条例」という。）及び神奈川県奨学金貸付条例施行規則（平成16年神奈川県教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、神奈川県奨学金の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(予約採用の申込等)

第2条 規則第2条第1項に規定する奨学生予約採用申込書は、第1号様式のとおりとする。

2 規則第2条第2項に規定する通知は、予約採用奨学生として採用決定するときには高等学校奨学金奨学生（予約採用）採用決定通知（第2号様式）を、不採用の決定をするときは高等学校奨学金奨学生（予約採用）不採用決定通知（第2号様式の2）をもって行うものとする。

(奨学生願書)

第3条 規則第3条第1項に規定する奨学生願書は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる様式とする。

- (1) 高等学校奨学金奨学生願書 第3号様式
- (2) 高等学校奨学金奨学生願書（予約採用） 第3号様式の2
- (3) 短期臨時奨学金奨学生願書 第3号様式の3

(推薦状)

第4条 規則第3条第1項第1号アに規定する推薦状は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる様式とする。

- (1) 高等学校奨学金推薦状（在学採用） 第4号様式
- (2) 高等学校奨学金推薦状（加算申請） 第4号様式の2
- (3) 高等学校奨学金推薦状（予約採用） 第4号様式の3

(加算申請理由書)

第5条 規則第3条第1項第1号エに規定する加算した額の高等学校奨学金の貸付けを受けようとする理由等を記載した書類は、高等学校奨学金加算申請理由書（第5号様式）のとおりとする。

(選考結果通知)

第6条 高等学校奨学金の貸付けを受けようとする者への規則第4条第2項に規定する通知は、貸付決定するときは神奈川県高等学校奨学金貸付決定通知書（第6号様式、第6号様式の2、第6号様式の3又は第6号様式の4）を、不採用の決定をするときは神奈川県高等学校奨学金奨学生不採用決定通知（第6号様式の5）をもって行うものとする。

2 短期臨時奨学金の貸付けを受けようとする者への規則第4条第2項に規定する通知は、貸付決定するときは神奈川県短期臨時奨学金貸付決定通知書（第7号様式）を、不採用の決定をするときは神奈川県短期臨時奨学金奨学生不採用決定通知（第7号様式の2）をもって行うものとする。

（連帯保証人に関する申出書等）

第6条の2 高等学校奨学金又は短期臨時奨学金の貸付けを受けようとする者で、特別な事情があり連帯保証人を2人立てることが困難なときは、連帯保証人に関する申出書（第7号様式の3）により、連帯保証人1人による貸付を希望する旨の申出を行うことができる。

2 前項の申出に係る承認又は不承認は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる様式をもって行うものとする。

(1) 規則第5条第1項ただし書に規定する特別の事情があると認め、申出を承認するとき 連帯保証人に関する承認通知書（第7号様式の4）

(2) 規則第5条第1項ただし書に規定する特別の事情があると認められず、申出を不承認するとき 連帯保証人に関する不承認通知書（第7号様式の5）

（奨学金借用証書・誓約書及び奨学金返還明細書等）

第7条 規則第5条第2項又は第4項に規定する奨学金借用証書・誓約書は、次の各号に掲げる奨学金の区分に応じ、当該各号に掲げる様式とする。

(1) 高等学校奨学金 奨学金借用証書・誓約書（第8号様式）

(2) 短期臨時奨学金 短期臨時奨学金借用証書・誓約書（第8号様式の2）

2 規則第5条第2項に規定する奨学金返還明細書の様式は、第9号様式のとおりとする。

3 高等学校奨学金又は短期臨時奨学金の貸付けを受けようとする者は、規則第5条第2項又は第4項に規定する書類のほか、奨学金振込口座申出書（第10号様式）を教育長に提出しなければならない。

（返還方法の変更）

第8条 規則第9条第2項に規定する返還方法の変更の申請は、返還方法変更申請書（第11号様式）をもって行うものとする。

（債務の免除の申請）

第9条 規則第13条第1項に規定する債務の免除の申請は、奨学金返還免除申請書（第12号様式）にその理由を証明する書類を添えて行うものとする。

2 規則第13条第1項に規定する証明は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる様式とする。

(1) 条例第8条第1号の表の1の項(1)又は2の項に該当するとき 成績証明書（第13号様式）又は功績証明書（第14号様式）

(2) 条例第8条第1号の表の3の項に該当するとき 国家資格等取得証明書（第15号様式）

3 条例第8条第1号の表の1の項(2)に該当するときの第1項に規定する理由を証明する書類は、勤務証明書（第16号様式）をもって行うものとする。

（返還の猶予の申請）

第10条 規則第13条第2項に規定する返還の猶予の申請は、奨学金返還猶予申請書（第17号様式）に別表の左欄に掲げる事由の区分に応じ、同別表の右欄に掲げる証明書類を添えて行うものとする。

2 前項の申請をする場合、返還が猶予されている期間内において随時一定の金額を返還することを申し出ることができる。なお、このことにより猶予の効力が失われるものではない。

（返還免除決定通知等）

第11条 第9条の申請により返還の免除を認める場合には、申請者に対し返還免除の決定通知（第18号様式）を行うものとする。

2 第10条の申請により猶予を認める場合には、申請者に対し返還猶予の決定通知（第19号様式）を行うものとする。

（返還完了通知）

第12条 規則第9条に規定する高等学校奨学金貸付金の返還が完了した場合には、申請者に対し返還完了の通知（第20号様式）を行うものとする。

（届出事項）

第13条 条例第6条第2号に規定する奨学生であることを辞退したときの届出は、辞退届（第21号様式）をもって行うものとする。

2 規則第15条第1項第1号に規定する届出は、休学（復学・停学・転学・退学）届出書（第22号様式）をもって行うものとする。

3 規則第15条第1項第2号に規定する届出又は返還が猶予されている期間内にその事由に該当しなくなったときの届出は、異動届（第23号様式）又は神奈川県教育委員会電子情報等の利用に係る行政文書事務の特例を定める規程第2条第2号に規定する行政手続オンライン化システムをもって行うものとする。

4 規則第15条第2項に規定する申出は、連帯保証人変更申出書（第24号様式）をもって行うものとする。

5 規則第15条第3項に規定する死亡届は、第25号様式のとおりとする。

6 第3項の返還が猶予されている期間内にその事由に該当しなくなったときの異動届が提出された場合には、返還の猶予を終了する旨を通知するとともに、返還を開始させるものとする。

7 前項に規定する通知は、神奈川県奨学金返還猶予終了通知（第26号様式）をもって行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 「神奈川県教育委員会奨学金取扱要領」及び「神奈川県教育委員会奨学金返還猶予要領」については、平成28年4月1日をもって廃止する。

附 則

この要領は、平成31年1月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月6日から施行する。

別表（第10条関係）

事 由	証明書類
条例第9条第1号（進学したとき）	在学証明書（第27号様式、又は学校所定の様式で入学年月、在学年次及び卒業予定年月が記載されたもの）
条例第9条第2号（心身の故障その他特別の理由により貸付金の返還が困難になったと認められるとき）	心身の故障その他特別の理由により就労が不可能であることが記載された医師の診断書
条例第9条第3号（条例第8条第1号の表の1の項(2)の規定の適用を受けることとなると認められるとき）	在職証明書（第28号様式）及び介護福祉士登録証の写し（介護福祉士の場合）
規則第12条第1号（進学準備のために就労が不可能となり貸付金の返還が困難となったとき）	出身学校長が進学の意思を有することを証明した書類（第29号様式）又は予備校等の在籍証明書及び所得を証明する書類（高等学校等又は専修学校の高等課程卒業後2年目以降の場合）

規則第12条第2号（就職活動中又は就職のための職業訓練期間中であるために就労が不可能となり貸付金の返還が困難となったとき）	出身学校長が就職の意思を有することを証明した書類（第29号様式）又は職業訓練施設で受講していることを証明する書類及び所得を証明する書類（高等学校等又は専修学校の高等課程卒業後2年日以降の場合）
規則第12条第3号（災害によって貸付金の返還が困難となったとき）	り災証明書又はこれに準ずる書類
規則第12条第4号（生活保護法による保護を受けているとき又は同法による保護を受けている者と生計を一にしているとき）	生活保護受給証明書
規則第12条第5号（社会福祉士及び介護福祉士法に規定する介護福祉士試験を受けるための資格を取得するために介護等の業務に従事するとき）	介護等の業務に従事している事業所の在職証明書（第28号様式）及び誓約書（第30号様式）
神奈川県奨学金貸付等基準第14条第1号（高等学校等又は専修学校の高等課程に在学しているとき）	在学証明書（第27号様式、又は学校所定の様式で入学年月、在学年次及び卒業予定年月が記載されたもの）
神奈川県奨学金貸付等基準第14条第2号（就労していて、経済的な事由により貸付金の返還が困難な場合で、収入又は所得要件を満たすとき）	在職証明書（勤務先所定の様式）、世帯全員の記載された住民票、所得を証明する書類、健康保険証等（医療機関で受診する際に提出する保険証等）の写し、貸付金の返還が困難なことを申し立てる書類（第31号様式）及び奨学生が他の者に扶養されていないことを誓約する書類（第32号様式）（奨学生が他の者の被扶養者である場合を除く）